

令和4年度保育所(園)・認定こども園及び学童クラブの新規利用について

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

利用案内及び申請用紙を11月1日(月)から配布しますので、利用要件に該当する場合に申請してください。

保育所(園)、認定こども園

受付日時

①書類受付	☑令和4年1月14日(金) 9:00~14:00、15日(土)9:00~12:00 ☑役場第二庁舎301会議室 ※書類の受付のみ行います。(お子さんを連れてきていただく必要はありません。) ※②の面接日時を指定します。指定日時に来庁できない場合は、別途保育園と面接日時の調整を行っていただきます。
②面接	☑令和4年1月17日(月)から21日(金)のうち指定された日時(所要時間:15~25分程度) ☑役場の指定された会議室 ※必ずお子さんと一緒にご来庁ください。

要件 普段仕事をしている等のため、日中、家庭において保育ができない場合

利用案内の配布場所 保育所(園)、認定こども園、すこやか子育て課

対象 0歳児から5歳児まで

申請書類 ①認定申請書及び利用希望申込書 ②勤務証明書等 ③令和3年1月2日以降に転入した方は、市町村民税課税(非課税)証明書

その他

- ・認定こども園の幼稚園部分の利用希望の方は、各園にお問い合わせください。
- ・町外の保育所(園)の入所申請には、別途手続きが必要ですので、お早めにすこやか子育て課にご連絡ください。

学童クラブ

受付日時 令和4年1月14日(金)9:00~14:00、15日(土)9:00~12:00

場所 役場第二庁舎301会議室

要件 普段仕事をしている等のため、放課後、家庭において保育ができない場合

利用案内の配布場所 学童クラブ、すこやか子育て課

対象 小学校新1年生から6年生まで

申請書類 ①申請書 ②勤務証明書等

※お子さんを連れてきていただく必要はありません。



幼稚園等の預かり保育の補助

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

「預かり保育」とは、幼稚園の基本の時間にプラスして、園で預かってもらうことです。夕方の時間だけでなく、朝や夏休みなどの長期休みが対象となる場合もあります(詳細は各園へ)。

令和4年度に新たに幼稚園等に通いはじめるお子さんの中で、預かり保育の補助を受けたい場合は、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

対象 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)に通うお子さんのうち、次に該当する方

【3~5歳児クラス】保育の必要のある全ての子ども(2号認定)

【満3歳児クラス】保育の必要のある非課税世帯の子ども(3号認定)

※保育の必要…就労(週4日以上かつ月64時間以上)、妊娠・出産、疾病・障がい、看護・介護など

補助上限額 預かり保育の利用日数×450円(月額最大11,300円)

申請書類 ①子育てのための施設等利用給付認定申請書 ②勤務証明書等

申請場所 すこやか子育て課

申請期限 【4月から給付を受ける場合】令和4年2月18日(金)

【それ以降】認定を受けたい月の前月中

その他 保育の必要性の認定を受けた場合、認可外保育施設等の利用料の助成が受けられる場合があります。詳しくは、すこやか子育て課へお問い合わせください。